

第3章 その他の財務行政の諸問題

第1節 沖縄復帰の諸問題

昭和44年11月の日米首脳会談の合意に基づき沖縄の本土復帰の方向が決まり、45年3月の閣議決定で沖縄復帰対策の基本方針が決まった。これによって琉球政府、沖縄住民の意向を十分に尊重しつつ復帰準備が始められた。復帰対策要綱が45年11月、46年3月、46年8月と3次にわたって閣議決定され、47年5月15日本土復帰が実現した。



沖縄復帰記念式典…両陛下の前で握手するアグニュー米副大統領（左）と佐藤首相（右）
（共同P提供）

沖縄復帰に関連する主要法律は、「沖縄復帰に伴う特別措置に関する法律」(46年法124)、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」(46年法130)、「沖縄振興開発特別措置法」(46年法131)、「沖縄振興開発金融公庫法」(47年法31)、「沖縄開発庁設置法」(47年法29)であり、大蔵省関係の政令として、「沖縄のたばこ製造廃止業者に対する特別の交付金の交付に関する政令」(47年政97)、「沖縄の復帰に伴う公務員等の権利義務の承継等に関する政令」(47年政98)、「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」(47年政150)、「沖縄の復帰に伴う国税関係政令の適用の特別措置に関する政令」(47年政151)、「沖縄復帰に伴う大蔵省関係政令の改廃に関する政令」(47年政152)があった。

これらの法律・政令に並行して予算・財政投融资計画が編成、策定され、予算は2,202億円が計上され、臨時沖縄特別交付金365億円、沖縄復帰対策諸費366億円、沖縄返還協定特別支出金308億円等が盛り込まれた。国と地方に分けた税制がなかった条件の調整に多くの課題があり、国税領域を沖縄にまで拡げることに伴う条件整備にも多くの措置が必要であった。

専売関係では民営であったたばこ事業、塩業を廃業して、たばこ専売法、塩専売法の即時適用による公社運営の体制に切替えた。また国有財産関係では米国民政府所有資産の承継、特例措置の実施と国有財産の管理の承継があったが、戦火による登記所の焼失で、国有地の確認が容易でなかった状況下で、米国民政府が認定した国有地を引継いで管理することになった。

大蔵省関係の事務組織は沖縄地区税関、沖縄国税事務所と財務研修所沖縄支所、税関研修所沖縄支所で、沖縄地区税関には2支署、7出張所、1監視署が置かれ、沖縄国税事務所には6税務署と国税不服審判所沖縄事務所、税務大学校沖縄支所を置いた。なお、財務局の所掌事務は沖縄開発庁の沖縄総合事務局で処理することになった。

沖縄復帰での重要課題に通貨交換があった。米ドルと円の交換であるが、それには現実に通用していたドルをどのように円に交換するかということと、円

とドルの交換比率の問題で、沖縄復帰の基本をきめた時点では1ドルは360円であり、それが変わることは予想されていなかった。復帰した47年の時点では1ドルは308円の暫定レートになっていた。46年8月の米国の金兌換停止声明後、混乱を避けるための努力が重ねられ、10月9日に琉球政府の「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」によって、通貨の交換レートが幾らに決定されようとも、1ドル360円と交換レートとの差額が沖縄県民に給付されることになっていた。しかし技術的難点もあって、結局は1ドル305円で交換することに落ちついた。その実際の交換に当って、47年4月下旬に日銀本店から542億円が161個のコンテナに詰められて、東京港から海上自衛隊によって海上輸送された。5月15日から20日までの6日間に、日銀指導の下で190ヵ所の通貨交換所で実施された。回収ドル現金は1億0,300万ドル、交換円現金は316億円であった。

第2節 国有財産管理の整備合理化

戦後処理の諸課題を果たしてからの管財行政は憲法、財政法に示された国有財産の合理的管理を確立することに求められた。その確認が昭和40年11月の国有財産中央審議会の答申である。政府の諮問は国有財産の管理及び処分の適正を期するため、国有財産に関する制度及び運用について改善を要する措置如何であった。答申は国有財産の管理処分には国民全体のために最も有効に利用されることを主眼とし、現下の土地事情等にかんがみて一層の適正を期すことを求め、処分の相手方の選定方法、用途指定を付する範囲と用途指定の実効確保、評価方法の3点について具体的提示をした。戦後の旧軍財産の処理等に際してかなり広く認められた随意契約による処分を、できるかぎり競争によることを求め、転売制限を第三者に明示するために登記制度を活用する等で用途指定の実効を期し、適正な時価の算定のために鑑定評価の制度整備により統一基準に立脚した評価が行われることを望んだ。

この要請は一方で地価の高騰、都市部での公用、公共用地の取得難が強まる状況の下で、当然のことでもあり重要な指摘でもあった。そしてまた、首都への人口の過度集中防止のための諸施策が、官庁の集団移転等による跡地利用等にいたる問題への配慮でもあった。筑波研究学園都市の建設が具体化した段階で47年3月に国有財産中央審議会は「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」答申をした。答申は未利用等国有地の有効利用についての基本的方向、未利用等国有地の運用、処分の処理基準、行政財産の効率的使用の促進、の3点について考え方を示し、都市再開発に寄与する国有地の利用を重視し、その際に長期的、総合的な土地利用計画の一環として検討することを望んだ。

大蔵省の行政の中でも最も地味ではあるが個別問題の多い管財行政を概括的に理解するには、行政指針となる国有財産中央審議会の答申を知ることは有効

であるが、47年3月の答申の趣旨にのっとり、未利用国有地の有効利用に努めるとともに、そのために未利用等の国有地の全国的調査を進め、さらに48年2月の国有財産中央審議会の答申にしたがって国有財産法と国有財産法特別措置法の一部を改正した。国有財産の無償貸付制度、減額貸付制度の拡充、普通財産の処理の特例の合理化、改善、国有財産の管理の合理化、有効利用の促進等を期したものであった。

第3節 専売行政

専売行政については、戦後の多くの課題に追われた時期を脱して、比較的落ち着いた状況の下で推移したが、なおいくつかの課題を残していた。その一つが専売納付金制度の検討であり、また塩業対策としての国内塩業の再編成があった。

昭和29年に地方たばこ消費税が創設されてから30年代には葉たばこ、労務費、木材費等の諸経費が上昇し、たばこ事業の益金率は逐年低下していた。さらに43年度予算編成に際して財政困難に対処して43年5月からたばこの小売定価を改定した。長年の小売定価の据置き後の改定で、一応の納付金増大を果たしたものの、納付金制度についての疑問が目立ち始めた。43年7月に税制調査会が「現行納付金制度をたばこ消費税制度に切替える等制度自体の基本的な改正について、すみやかに具体的検討を加える必要がある」と答申し、同10月以降には専売事業審議会、財政制度審議会でもそれぞれの立場からこの問題を検討した。いずれも専売納付金制度をたばこ消費税制度に移行すべきであるとの結論を答申した。大蔵省ではこれらの答申を尊重して新制度への移行を具体的に検討したが、新制度についての関係団体の調整が進まず、実施は先送りとなった。

塩業対策は製塩技術開発による供給価格引下げの方向で業界整備が図られていたが、技術開発の遅れと諸物価の上昇で、小売価格を据え置いたこともあって、40年代には公社の塩事業は採算割れに陥った。36年5月の塩業審議会答申が、国内塩の供給価格を外国塩の国内市場価格まで引下げるためにイオン交換膜製塩法の開発による技術革新と企業の再編成を示しており、国内塩業の再編成は約束された課題であった。

第4節 造幣行政の推移

自由化への象徴のような造幣局の第一歩が昭和39年のオリンピック記念銀貨の発行である。10月開催の東京オリンピックで日本は世界各国にその存在が強く理解されることになったが、その開催を記念して1,000円と100円の銀貨が発行された。1,000円銀貨の発行は初めてで、記念貨幣の発行も初めてであった。貨幣の図案は公募によった。臨時通貨法では補助貨幣の最高額は100円とされていることもあって、この高額の記念貨幣については特別法によることにして、「オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律」を公布した。そして政令で形式等を定めた。1,000円貨、100円貨ともに



東京オリンピック記念銀貨1,000円



東京オリンピック記念銀貨100円

銀合金としたが、1,000円貨は銀92.5%の銀貨で、20グラム、直径35ミリメートルの大型とし、100円貨は銀6、銅3、亜鉛1の比率で、4.8グラム、直径22.6ミリメートルとした。1,000円貨1,500万枚、100円貨8,000万枚がオリンピック開会の39年10月を記念に、100円貨は9月21日、また1,000円貨は10月2

日に引替えを始めた。

硬貨の発行は銀行券の製造との関係で促進されていた。日銀券100円の製造の相対的減少と100円貨の増大となっていたが、41年8月の閣議了解で、小額紙幣の全硬貨化を促進することになり、長期的な素材確保の見地から、100円、50円を白銅貨に切替えることにした。この硬貨化は自動販売機、硬貨計算機等の開発普及が進んでいることに即した生活の近代化、経済取引の合理化に対応したものであった。100円銀貨を100円白銅貨に変えることに合わせて、貨幣形式が検討され、結局100円貨の大きさは変えず、50円貨を小型化することになった。図案は公募はしなかったが、それまでに寄せられた数多くのアイデアを参考に決められた。新硬貨は42年1月から発行された。この新硬貨発行に先立って、10円貨、1円貨の供給増加も進められ、39年度には当初から大幅な増鑄計画が立てられた。

第4章 大蔵省機構の整備充実

昭和39年度以降の大蔵省機構の推移はまさに本期の標題の示すように、自由化促進に即した整備の時期であり、それをたえず充実させた動きであった。前期が大きな体制転換即応の時期であったとすれば、その変革を受け継ぎ、その方式をさらに拡充しつつ新しい目標に対応したとみることができよう。機構を拡大したのではなく、むしろ前期に引続いて機構拡充抑制努力の下での展開であって、それは端的に大蔵省の職員数に示される。38年3月の大蔵省職員定数規程による定数は本省2万5,507、外局5万0,951で、50年5月のそれは本省2万4,614、外局5万2,440であって、国税徴収のためのやむをえない人員強化という状況を配慮すれば、この定数の状況はまさに機構整理ともすべきものである。

しかし、大蔵省の仕事の量的増大は39年度から50年度の間に、予算でみれば3兆2,554億円から21兆2,888億円(当初)へと6.5倍増し、国税予算は2兆9,495億円から17兆7,440億円へと6倍増し、財政投融资計画は1兆3,402億円から9兆3,100億円へと6.9倍増し、さらに国債発行という新しい仕事加わって、50年度当初予算に2兆円が計上されている。貿易額は輸入が39年度の79億ドルから49年度の626億ドルへと7.9倍ともなっている。経済官庁としての大蔵省にかかわる経済諸指標は、新しい条件を加えて、前期に引続いてどの部門においても目をみはる増大を提示した。

これらの指標はまず何よりも経済の活動量の増大であるが、それが自由化を伴う過程でのことであって、単純な行政事務量の増大ではなく、質的变化を伴うものであり、それが大蔵省機構での質的な対応をもたらした。39年には証券部を証券局に昇格させ、管財局を国有財産局に改め、為替局を国際金融局に収めた。証券局の設置は機構拡充であるが、国有財産局への転換は機構整理であり、国際金融局への切替えは自由化対応の体制充実であって、新しい行政体制